

横浜市地震対策条例

〔昭和五〇年三月三一日／横浜市条例第二五号〕

「条例の概要」

附則一 本條例は全文六章二十九条と
附則一カ条(即日施行)とから成る。

民の責務を明らかにするとともに、緊急時の措置について定めることにより、叶

災業務の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保すること」にある（第一条）。危険物又は有害物の製造・貯蔵・運搬施設、公益事業用施設、教育文化施設、医療施設又は社会福祉施設、百貨店・ホテル・地下街・工場等の公衆が出入りする施設を「特定施設」として定め、

設」と呼び（第二条五号）、特定施設の占有者・管理者又は占有者が、「事業者」である（第二条六号）。

る。二
本多伊リ
その二十九回が内容が似

講する責務を有し（第三条）、市地域防災計画の実施（第四条）、戸舎及び都市施設（都市計画法第一条一項）の耐震性及び耐火性の強化と安全性確保（第五条）、市域避難場所の確保（第六条）、特定施設の防災上の「保安基準」策定と、遵守に

二
十三月三一日／横浜市条例第二五号)

き事業者と「防災協定」の締結（第七条）、事業者からの報告・資料提出要求、事業場への立入検査（第八条）等を行いうる。(ロ) 事業者は、「自らの負担と責任において、人命の尊重を最重点とした防災体制の確立」が基本的責務で（第一条一項）、特定施設の防災上の「保安基準」は、「事業の経済性に優先した厳格なものでなければならない」（同条二項）。事業者は、市地域防災計画を基準として、事業場ごとに「防災計画」を作成及び実施し（第二十二条）、市長は右防災計画の変更の指示もできる（第九条）。事業者は、施設の耐震性及び耐火性の検査と安全性確保（第一十三条）、市長認定の安全装置の設置（第四条）、危険物又は有害物関係施設についての緑地・遮断帯等の設置（第五条）を義務づけられ、右行為の履行状況を市長に報告せねばならぬ（第一八条）。市長の事業者に対する報告・資料提出・立入検査要求（第八条）と防災計画変更指示（第九条）に対する拒否等の禁止（第一七条）や、防災訓練実施（第六条）が義務づけられる。(ハ) 市民は、「平素から家族と話し合い、地震発生時にそれぞれが果たすべき役割を

決め」とると共に、「市が行う防災に関する事務又は業務の安全の確保に努めなければならない」（第二〇条）。建物その他の工作物につき耐震性・耐火性の配慮（第二一条、防災訓練等への積極参加（第二二条）が定められている。(ニ) 近い将来、地震の発生が予測され、又は、地震が発生したとき」を「緊急時の措置」として、事業者の緊急保安体制の確立（第二三条）、事業者の特定施設の使用停止等の措置（第二五条）、事業者が右措置をとらぬときの市長の措置命令（第二六条第一項）と、措置命令違反のときの公表（同条二項）・代執行（第二八条）・損害でん補責任（第一九条）、建物その他の工作物、土地又は土石・竹木等の所有者・管理者・占有者に対する市長の措置の勧告（第二四条）、県知事の委任を受けての震災発生時の市長の物資の収用等（第二七条）、条例実施のための手続等に関する市長への委任（第二九条）を定める。

〔制定の理由・背景〕

一 國法として、昭和三六年に災害対策基本法（以下、基本法という）が制定され、四六年には、中央防災会議（基本法第一条）が「大都市震災対策推進要綱」を決定した（後掲②二六九頁）が、地震防災対策として、これらでは不十分なため、五〇年三月、本条例が制定された。同年一二月には、石油コンビナート等災害防止法（以下、コンビナート防災法といふ）が成立した。五一年秋の地震学会に

〔制定の理由・背景〕

「決め」とと共に、「市が行う防災に関する事務又は業務に協力し、市民全体の生産、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない」（第二〇条）。建物その他の工作物につき震害性・耐火性の配慮（第一二条）、防災訓練等への積極参加（第二二条）が定められている。（三）「近い将来、地震の発生が予測され、又は、地震が発生したとき」を「緊急時の措置」として、事業者の緊急保安体制の確立（第二三条）、事業者の特定施設の使用停止等の措置（第二五条）、事業者が右措置をとらぬときの市長の措置命令（第二六条第一項）と、措置命令違反のときの公表（同条二項）、代執行（第二八条）、損害賠償責任（第一九条）、建物その他の工作物、土地又は土石・竹木等の所有者・管理者・占有者に対する市長の措置の勧告（第二四条）、県知事の委任を受けての震災発生時の市長の物資の収用等（第二七条）、条例実施のための手続等に関する市長への委任（第二九条）を定める。

〔制定の理由・背景〕

一　国法として、昭和三六年に災害対策基本法（以下、基本法という）が制定され、四六年には、中央防災会議（基本法第一条）が「大都市震災対策推進要綱」

における駿河湾地震説を契機に、政府部内に地震予知推進本部が、翌五一四年五月に「東海地域判定会」が発足し、さらに五年六月に「大規模地震対策特別措置法」（以下、地震法といふ）が制定された（後掲③五六頁以下、②一七頁）。地震法は、地震予知対応策を中心構成され、地震発生後の災害応急対策や災害復旧対策は、基本法等の現行関連法令により対処するが、「強化地域」（地震法三条）以外の地域や、予知対象となる地震の対策は、本法の対象外なので、「本法は地震対策全般にわたるものではない」（③五九頁、②五四頁）。東海地震の強化地域として、静岡県全域と、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の一部地域が指定され（昭和五四年總理府告示二六号）、横浜市は、右地域指定を受けっていない、（②二八四頁）。五五年には、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律が、限時法として制定された（後掲⑤五頁）。

二　本条例は制定後改正されていない。その後成立したコンビナート防災法との関係は吟味せねばならぬが、地震法は、市が地域指定外なので、当面、整合性問題は生じない。

解說

一 本条例の性格 本条例の規定の中には、市地域防災計画（基本法四二条）の実施の規定（第四条）や、基本法七一条二項ないし災害救助法三〇条に対応す

の実施の委任を受けての市長の応急措置（第二七条）がある。基本法は、当然のことながら「地震」をも含めた「災害」対策法であり（基本法二条一号）、市地域防災計画作成や、応急措置の実施は、地方自治法別表第二第二項（一の二）の「市が処理しなければならない事務」に掲げられている。これをもつて団体委任事務と解す（田中一郎・新版行政法中巻一二四頁）。か、単なる必要事務と解す（兼子仁・条例をめぐる法律問題四九頁）かは別として、防災行政が市の自治事務である（唯一の例外は、自治法別表第四第二項（一の七）で、被害状況等の報告は市長への機関委任事務）ことに疑いはない。あとは、国の法令の定めに抵触するかどうか、といふ、個々の規定の検討の問題が残るが（田中一三一、一三四頁）、概略的に言えば、本条例制定後の地震法との関係は、指定地域外での「横出し規制」の行政事務条例と考えられ（兼子・五四頁参照）、基本法との関係も、市の実情に即した行政措置にとどまる限り、適法な行政事務条例と解されよう（田中一・三五頁参照）。

(2) 事業場ごとの「防災計画」(第一二条)や特定施設の「保安基準」(第七条)一項、第一二条二項と、既存の防火又は保安上の法令との関係が問題である。前者に關し、地震法が、消防法・火薬類取締法・高圧ガス取締法・電気事業法・ガス事業法・石油パイプライン事業法・コンビナート防災法上の防災規程等が「地震防災応急計画」に定めるべき事項についても定めたときは、これを右計画とみなしている(第八条)のが参考になる。

後者は、歟止めなき「保安基準」を「防災協定」として事業者に事實上強制することになりはしないか(原田尚彦・公害防衛条例三〇頁参照)。同様の問題は、市長の「安全装置の認定」と設置義務づけ(第一四条・第二八条で代執行可)にも生じ、事前参加手続整備が望まれよう。

(3) 緊急時に事業者のとするべき措置

(第二五条)と市長の措置命令(第二六条)は、「緊急時」の認定方法・手続に関する規定を欠く点に問題がある(ちなみに地震法二三条は、九条の「警戒宣言」の発せられたとき、事業者に応急対策実施を指示する)。措置命令違反に対する公表(第二六条二項)・代執行(第二八条)の適否は、右の点にかかると言つても過言ではない。

(4) 市長は「防災上必要がある」と認めるとき」報告・資料提出を求め、又は職員に事業場を立入検査せらる(第八条一項)一方、事業者は拒否等が禁止されている(第一七条)。右の禁止違反への罰則は規定されていない。そこで、本条の

○条の立入検査は即時強制と解されている。消防法四条やコンビナート法四条の立入検査が、いわゆる即時強制かどうかである。消防法四条やコンビナート法四条の立入検査は即時強制と解されているものの、罰則もあるので、直接強制を含まぬと理解されている（後掲⑥二一四頁）。これら國の法令とのバランスからみて、相手方が立入検査を拒んだ場合にその抵抗を排除して立入検査をするといふ意味での「直接強制型の即時強制の権限を与えたと解すべきではなかろう（条例が即時強制の根拠たりうる点に、争いはない。兼子仁・行政法総論二一頁、室井・塙野編・行政法を学ぶ一九一頁、塙野宏執筆）。

三 緊急時の措置(二(3)を除く)

規模地震対策

- 四 その他 広域避難場所（第六条）
は、ソフト面と一体になる必要がある
基本法四二条二項二号、地震法六条一項二
項及び第三項準用、二七条一項ないし四項）。
は、いずれも災害救助法に同趣旨の規定
がある（二二条二項による二三条の二第二
項及び第三項準用、二七条一項ないし四項）。
したがって、本条は、一種の確認的規定
でしかないと思われる。
ち、後掲④参照）。

藤原淳一郎
（慶應義塾大学助教授）

○条の立入検査は即時強制と解されて、ある。消防法四条やコンビナート法によるものの、罰則もあるので、直接強制を含まぬと理解されている（後掲⑥二一四頁）。これら国の法令とのバランスからみて、相手方が立入検査を拒んだ場合にその抵抗を排除して立入検査をするという意味での、直接強制型の即時強制の機能を与えたと解すべきではなかろう（各例が即時強制の根拠たりうる点だ、争いはない）。兼子仁・行政法総論二一一页室井・塙野編・行政法を学ぶ一九一頁、塙野宏

卷之三

- 条の立入検査は即時強制と解されて、ある。消防法四条やコンビナート法によるものの、罰則もあるので、直接強制を含まぬと理解されている（後掲⑥二一四頁）。これら国の法令とのバランスからみて、相手方が立入検査を拒んだ場合にその抵抗を排除して立入検査をするという意味での、直接強制型の即時強制の機能を与えたと解すべきではなかろう（各例が即時強制の根拠たりうる点だ、争いはない）。兼子仁・行政法総論二一一页室井・塙野編・行政法を学ぶ一九一頁、塙野宏